

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。

コロナ禍で私たちの日常生活を支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。

また、最低賃金が低い地域ほど、中小企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。

この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げ、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、長野県では849円であり、毎日8時間働いても年収200万程度（月の労働時間172時間で換算）である。これでは、労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく全国一律制を採用している。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも中小企業に対する具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、下記の事項について国に要請する。

記

- 1 政府は、最低賃金を全国一律制度にすること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金時給1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 3月 日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

中央最低賃金審議会会長 藤 村 博 之 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢 悦子